



愛媛県報

発 行 愛 媛 県

印 刷 岡田印刷株式会社

平成16年 8月10日火曜日 第1582号

◇ 目 次 ◇

不健全な図書類等の指定.....	855
大規模小売店舗を設置している者の変更の届出の概要等.....	856
土地改良区役員の氏名及び住所の変更の届出.....	856
土地改良区役員の就退任の届出.....	856
市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	857
飼料の試験結果の概要.....	857

保安林予定森林にする旨の通知.....	858
道路の区域変更（県道深浦港線）.....	859
道路の供用開始（ " ）.....	859
道路の区域変更（県道篠山公園線）.....	859
道路の供用開始（ " ）.....	860
開発行為に関する工事の完了.....	860
都市計画事業の認可.....	860

告 示

○愛媛県告示第1699号

愛媛県青少年保護条例（昭和42年愛媛県条例第20号）第5条第2項の規定に基づき、次の図書類等を青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類等として指定する。

平成16年 8月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

図書類等

種 別	番 号	名 称	号別又は発行年月日	発 行 者	諮 問 の 理 由
雑 誌	16 024	生チュキ♡ LOVE	8月号増刊	(株)一水社	著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性残虐性を有し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。
"	16 025	P i n k - L i p s V o l . 1	9月号増刊	(株)一水社	
"	16 026	プチドル VOL.2	9月号増刊	(株)一水社	
"	16 027	DMM	9月号	(株)ジーオーティー	
"	16 028	熟妻体験告白マガジン	9月号	(株)白石書店	
"	16 029	アナルガール Vol.01	8月号増刊	(有)セントラル出版	
"	16 030	熟写ボーイ No.168	9月号	(株)東京三世社	
"	16 031	熟女マニアクス	9月号	吐 夢 書 房	
"	16 032	放課後デート VOL.25	8月号増刊	(株)日本出版社	
"	16 033	イマドキガールズ Volume:03	9月号増刊	マイウェイ出版(株)	
"	16 034	投稿ランキング	9月号増刊	(株)メディアックス	
"	16 035	LO Vol.09	9月号増刊	(株)茜新社	
"	16 036	本当にあったみだらな話	9月号	(株)一水社	
"	16 037	コミック ドルフィン VOL.147	9月号	(株)司書房	
"	16 038	Comi c 人妻熟女ざかり Vol.93	9月号	(株)桃園書房	

ビデオ テープ	16 039	近親相姦 姉と弟	K D - 2	血 族 伝 説
"	16 040	Crime Sex くらもとまい	F A K E - V02	(株)バーチャルウェーブ
"	16 041	実録素人カップル 「ある恋人達の場合」	O V J - 01	A Z ・ T E C
"	16 042	実録！盗撮 究極のアルバイト“デリヘル”の実態を完璧にとらえた今世紀最初の本物盗撮！ ¹	K D K - 1	夜 光 虫
"	16 043	女子高生 渴望ハンター 上田美穂	H K - 03	W A V E 2 1
"	16 044	誘惑お姉さん	I N D - 02	I N D E C E N T
D V D	16 045	My Target Chipはワタシの... 森永のあ	F E D V - 231	シ ャ イ 企 画
"	16 046	ワタシがヌイてあげる♡ 中島京子	R B N - D001	(株)メディアバンク

○愛媛県告示第1700号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第4項の規定により法第6条第2項の規定による届出とみなされる法附則第5条第1項の規定による変更に係る事項の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成16年 8月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 年月日
松山銀天街GET!	松山市湊町三丁目4番地6	大規模小売店舗内の店舗面積の合計	10,635.00平方メートル	5,577.56平方メートル	平成16年8月1日	平成16年7月22日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1701号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市安城寺町土地改良区から次のとおり役員が氏名及び住所を変更した旨の届出があった。

平成16年 8月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

役員の種類	変 更 前		変 更 後	
	氏 名	住 所	氏 名	住 所
理 事	乗松 正	松山市安城寺町1208	重松 正	松山市安城寺町1209

○愛媛県告示第1702号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、南予用水利土地改良区連合から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成16年 8月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	樋 口 隆	西予市三瓶町津布理905番地
監 事	片 山 勇	西予市三瓶町朝立2番耕地157番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	井 伊 敏 郎	西予市三瓶町垣生甲256番地
"	宮 川 昌 行	北宇和郡吉田町大字立間1 - 3736番地
監 事	清 水 音 一	西予市三瓶町津布理366番地

地改良事業（かんがい排水）・中浦地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年 8月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・中浦地区）計画書の写し
- 縦覧期間
平成16年 8月11日から 9月7日まで
- 縦覧場所
西予市役所

○愛媛県告示第1703号

西予市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土

○愛媛県告示第1704号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「法」という。）第56条第2項の規定により平成15年11月に収去した飼料の試験結果の概要は、次のとおりである。

平成16年 8月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

2 栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造（輸入）年月	試 験 結 果 の 概 要												違反内容
				粗たん白質	粗脂肪	カルシウム	りん	粗繊維	粗灰分	揮発性塩基性窒素	水溶性窒素	ペン消化率	可消化養分量	代謝エネルギー	その他の検査	
中部飼料株式会社岡山工場 岡山県倉敷市玉島乙島49番地の11	マルノー物産株式会社 愛媛県西条市ひうち6番地19	マル中印種豚飼育用配合飼料ハイブリードA妊娠期	15 ・ 11	15.15	3.96	1.15	0.72	3.42	5.99	-	-	-	-	-	-	
全国酪農業協同組合連合会関西飼料工場 兵庫県神戸市東灘区深江浜町50番6	愛媛県酪農業協同組合連合会東予指導事務所 愛媛県今治市立花町三丁目2 - 35号	スーパーブレンD72	15 ・ 11	17.34	3.22	0.93	0.43	7.28	5.98	-	-	-	-	-	-	
全国酪農業協同組合連合会関西飼料工場 兵庫県神戸市東灘区深江浜町50番6	愛媛県酪農業協同組合連合会東予指導事務所 愛媛県今治市立花町三丁目2 - 35号	えひめクイーン	15 ・ 11	16.53	2.41	1.16	0.56	3.97	6.36	-	-	-	-	-	-	
株式会社オールインワン本社工場 香川県大川郡大内町三本松2123番地	愛媛飼料産業株式会社 愛媛県松山市枝松五丁目8 - 30	オールインワン前期	15 ・ 11	16.59	2.64	1.48	0.45	4.80	6.55	-	-	-	-	-	-	
日本農産工業株式会社水島工場 岡山県倉敷市児島塩生2767 - 32	愛媛飼料産業株式会社 愛媛県松山市枝松五丁目8 - 30	ノーサン印肉用牛肥育用配合飼料Eビーブ後期	15 ・ 11	12.47	3.15	0.61	0.45	3.16	3.78	-	-	-	-	-	-	
門司飼料株式会社門司工場 福岡県北九州市門司区小森江一丁目3番1号	愛媛マル八株式会社 愛媛県八幡浜市1079号	カーフマンナ	15 ・ 11	25.78	3.37	1.00	0.64	4.35	6.48	-	-	-	-	-	-	

宇和島養魚飼料株式会社宇和島工場愛媛県宇和島市坂下津字向山381番地	同 左	鯛一番	15 ・ 11	46.55	6.15	2.36	1.55	2.84	12.92	-	-	-	-	-	-
ジェイエイ四国くみあい飼料株式会社宇和島工場愛媛県宇和島市坂下津字向山381番地	同 左	ビッグバリューCM	15 ・ 11	16.34	3.86	0.58	0.47	2.49	3.66	-	-	-	-	-	-
ジェイエイ四国くみあい飼料株式会社宇和島工場宇和島市坂下津字向山381番地	同 左	四国トラスト18	15 ・ 11	19.87	5.99	3.96	0.58	2.61	12.10	-	-	-	-	-	-
ジェイエイ四国くみあい飼料株式会社宇和島工場宇和島市坂下津字向山381番地	同 左	四国トラスト17春秋	15 ・ 11	17.84	4.30	3.86	0.49	2.17	11.74	-	-	-	-	-	-

注 1 飼料の名称の欄中「規」は、法第27条第1項又は第29条第2項若しくは第30条第2項の規格適合表示飼料であることを示す。
 2 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に分析結果を示す。
 3 違反の内容の欄は、表示成分量に対して過不足があった場合の当該過不足の量等を示す。

○愛媛県告示第1705号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成16年 8月10日

愛媛県知事 加戸守行

1(1) 保安林予定森林の所在場所

温泉郡川内町大字則之内字惣田谷乙386、乙393から396まで、乙405の1、字總田谷乙397、乙399、字東屋敷丙243の1、丙243の4、字カジノ窪丙244から丙246まで、丙286の1から丙286の3まで、丙287、丙288、字徳兵衛屋敷丙328の2

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字東屋敷丙243の1・字カジノ窪丙244から丙246まで（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

北宇和郡日吉村大字父野川下2019

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所

大洲市春賀甲1616の9、甲1619、乙202の1、乙203の1

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

4(1) 保安林予定森林の所在場所

喜多郡内子町石畳3207（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

5(1) 保安林予定森林の所在場所

北宇和郡日吉村大字父野川下1603

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁並びに大洲市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1706号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年 8月10日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	深浦港線	南宇和郡城辺町深浦1807番2地先から 同町深浦252番2地先まで	旧	メートル 4.0～7.6	キロメートル 0.244	
			新	4.0～7.6 10.0～24.0	0.244 0.148	
"	"	南宇和郡城辺町深浦220番1地先から 同町深浦217番地先まで	旧	4.0～8.0	0.055	
			新	10.4～13.2	0.055	

○愛媛県告示第1707号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年 8月10日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	深浦港線	南宇和郡城辺町深浦1807番2地先から 同町深浦252番2地先まで	平成16年 8月10日
"	"	南宇和郡城辺町深浦220番1地先から 同町深浦217番地先まで	"

○愛媛県告示第1708号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年 8月10日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	篠山公園線	南宇和郡一本松町正木2988番2から 同町正木2976番6まで	旧	メートル 5.0～15.5	キロメートル 0.250	
			新	13.3～40.0	0.240	

○愛媛県告示第1709号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
平成16年 8月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	篠山公園線	南宇和郡一本松町正木2988番2から 同町正木2976番6まで	平成16年 8月10日

○愛媛県告示第1710号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。
平成16年 8月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
16今局建（開）第5号 平成16年 7月27日	越智郡大西町大字脇甲828番4、甲837番1、甲838番1、甲839番2 及び甲841番2	新潟県新潟市米山四丁目1番28号 株式会社 コメリ 代表取締役会長 捧 賢 一
16西局丹土（開）第8号 平成16年 7月28日	東予市吉田1262番1	東予市石田671番地の14 徳 増 淳
16西局丹土（開）第9号 平成16年 7月28日	東予市周布236番、237番、240番及び243番1	東予市周布243番地1 東陽製菓株式会社 代表取締役 野 島 尚 東予市周布243番地1 野 島 史 夫
16西局建（開）第10号 平成16年 7月29日	西条市古川字新田甲407番1及び甲407番1地先水路	西条市新田37番地 有限会社 第一企画 代表取締役 森 政 信
16松局伊土検（開）第25号 平成16年 7月30日	伊予郡松前町大字筒井字外側921番1並びに同郡同町大字筒井字竹垂木801番11	松山市土居田町98番地5 株式会社 ジョージ 代表取締役 吉 川 波 勝

○愛媛県告示第1711号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第59条第 1 項の規定に基づき、次のように都市計画事業を認可した。
平成16年 8月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 施行者の名称
新居浜市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
東予広域都市計画道路事業
3・4・4 西町中村線
- 3 事業施行期間
平成16年 8月10日から
平成22年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
新居浜市中村一丁目及び中萩町地内
 - (2) 使用の部分
なし